

平成22年度 第2回 新居浜市特別職報酬等審議会

- 1 日 時 平成23年1月24日（月）午後5時30分から午後6時12分
- 2 場 所 応接会議室
- 3 出席委員
- | | |
|----------------------|--------|
| 新居浜商工会議所副会頭 | 曾我部 謙一 |
| 新居浜市社会福祉協議会会長 | 渡 邊 健 |
| 新居浜市農業協同組合代表理事組合長 | 石 井 俊一 |
| 新居浜市連合自治会会長 | 日 野 幸彦 |
| 新居浜市女性連合協議会会長 | 加 藤 晶子 |
| 住友金属鉱山(株)別子労働組合執行委員長 | 金 子 達郎 |
| 新居浜工業高等専門学校校長 | 鈴 木 幸一 |
| 新居浜市医師会会長 | 大 橋 勝英 |
- 4 欠席委員
- | | |
|-----------------|--------|
| 新居浜市PTA連合会会長 | 橋 川 隆至 |
| 住友化学(株)愛媛工場総務部長 | 池 田 浩久 |

4 結 果

堀田総務部長

ただいまから、新居浜市特別職報酬等審議会を開催させていただきます。

本日、都合により、橋川委員さん、池田委員さんが出席出来ないとの連絡がございましたので御報告いたします。

それでは、これからの進行は、会長さんをお願いします。

曾我部会長

それでは、ただいまから、新居浜市特別職報酬等審議会・第2回の審議に入ります。

審議 1

まず審議の1番、非常勤行政委員報酬の日額化について第1回目の全体会の経過及び小委員会の経過について、事務局から説明をしていただきます。

寺田人事課長

ご説明させていただきます。前回第1回目の全体会議では、非常勤行政委員の報酬については、実績に基づいて合理的に支払うべきであるという基本的な考え方の中で、現在月額で支払っている委員につきまして、日額化するかということですが、ポイントとなる点が3点ほどあります。ひとつは、勤務実態から日額にするか勤務実績をどのように考えるのか、ということ。次に、仮に日額にする場合、その単価はどうするのか、それから報酬を支払う対象となる業務、あるいは月額のままにするか、これについてどういう考え方を持つか。この3点がポイントになるということです。このうち勤務実態については、資料に基づいて説明をさせていただきました。今日お配りした「非常勤行政委員報酬の日額化について」は、前回から中身を修正しております。教育委員会委員長、あるいは委員については、前回第1回目の際、勤務実績の中には、ボランティアの方々も出席するような行事も含まれており、これを報酬対象の業務とすることに問題はないか、というようなことをご意見に頂きまして、内容を精査し、そういった行事の出席日数を除外して、勤務日を出しますと、教育委員長が月間5.6日、教育委員が月間5.4日という勤務日数となっています。あと、選挙管理委員会、監査委員はご覧のような日数になっています。もう一点の日額単価につきましては、今の勤務実績を日額に割り戻す方法と、愛媛県が取りました常勤監査委員の日額相当を単価とする方法と、こういった2種類の考え方がありまして、資料の2枚目が割戻方法と監査日額方法を示した表でして、監査委員の日額をあてはめると、選挙管理委員会委員は21,000円、委員長は1割増しの23,000円となっています。

さきほど開きました小委員会の結論といたしましては、日額化する対象の委員については、選挙管理委員会を対象とすべきと、理由として月間の勤務日が委員長で2.0日、委員で1.5日ということで、県が基準とした4.7日を下回っています。4.7日というのは、大阪高裁の判決文に示された月額を認めてもよい基準です。ということで、これを下回る選挙管理委員については、日額化が妥当であろうと、あわせて選挙管理委員会につきましては、他の委員会と比べて特異性があるのは、選挙の実施数には年度により差があり、その業務量にも繁閑の差があり、その中で定額の月額報酬というのは問題があるのではないか、との意見がありました。それから選挙管理委員会を日額とする場合の報酬については、常勤監査委員の日額を根拠とする、という小委員会での結論をいただいております。

曾我部会長

先程の説明の中で、見直しについては、教育委員会は委員長の勤務日が8.6日から6.7日、委員の勤務日が8.4日から6.5日に、変わっており、月間勤務日は、教育委員長は月間7.2日が5.6日に、教育委員は月間7.0日が5.4日に替わっています。見直しをしても、なお、裁判所の示した月額報酬を認める限度日数を超過していると

いう事ですね。これについて、ご質問ご意見がありましたらどうぞ。

日野職務代理さん、小委員会の経過につきまして何か補足するようなことがありましたらお願いします。

日野委員

今日は橋川PTA会長が来られていませんが、前回疑問に思ったのは、行事に参加する際、我々であるとか、PTA会長、あるいは社会福祉協議会長は報酬と言うものはありません、いわばボランティアなのですが、同席している教育委員には報酬が支払われるというのは、どうなのかな、という感じがする、という発言をしましたが、それに対して事務局が勤務内容を精査してくれたわけです。勤務実績について、いま一応の基準と言うものは、裁判判決の月間4.7日と言うものが出ています。また選挙管理委員会の場合、選挙のある年、ない年というものがあるわけですから、報酬は定額ではなく差額をつける日額制の方が妥当ではないか、という意見でまとまったということです。

曾我部会長

日野委員のほうから小委員会での意見経過の話がありました。このことについて、またほかにご意見はありませんか。

では、他に意見もないようですので、いまの内容で事務局案をまとめてください。

寺田人事課長

今の意見内容に沿った答申の事務局案をまとめますので、5分程お待ちください。

< 休憩 >

曾我部会長

お手元に、答申案が配布されていると思いますが、再度事務局の方から説明をお願いします。

寺田人事課長

(審議会答申・事務局案を読み上げる。)

曾我部会長

小委員会での検討の結果はこういう形ですが、これでよろしいでしょうか。

< 全員、異議なし >

では、非常勤行政委員報酬の日額化については、この内容で決定いたします。
ではここで、審議の1番、非常勤行政委員報酬の日額化についての審議を終了したいと思います。

<これ以降は、非公開>

平成23年 1月26日

新居浜市長 佐々木 龍 様

新居浜市特別職報酬等審議会
会 長 曾 我 部 謙 一

特別職の給与・議員報酬及び
非常勤行政委員報酬の日額化について（答申）

平成22年12月27日付け新総人第348号をもちまして当審議会に諮問のありました2件の審議項目について、当審議会は、その重要性を強く認識し、慎重かつ多面的に検討、審議を重ねて参りました結果、ここに答申いたします。

審議項目1 非常勤行政委員報酬の日額化について

1 答 申

選挙管理委員会委員長	日額 23,000円
選挙管理委員	日額 21,000円

2 理 由

- (1) 選挙管理委員会委員は、選挙の有無により繁閑の差があり、報酬は日額制とすることが適当である。
- (2) 選挙管理委員会委員の報酬日額は、常勤監査委員給料の日額に相当する額を基本とする。
- (3) 他の行政委員については、職務の性質や職責に検証を加えながら、今後、より適正な水準及び支給方法のあり方を引続き検討することが望ましい。

3 改定実施の時期

平成23年4月1日

審議項目 2 新居浜市の特別職の給与及び議員報酬

1 答 申

特別職の給与及び議員報酬について、改定を見送ることが適当である。

2 理 由

- (1) 平成 22 年度人事院勧告の改定状況
- (2) 平成 22 年度新居浜市行政職給料表の改定状況
- (3) 他市の特別職の給与の改定状況